

苦情申立書

岐阜県公安委員会 御中

2014年11月10日

申立人 当事者 個人4名
同 弁護士法人ぎふコラボ

【 申立人の表示 】

(略)

【 申立ての趣旨 】

岐阜県公安委員会は、申立人らに対し、

- 1 岐阜県警（大垣警察）が、各申立人に関し、どのような情報を収集したのか、あるいは、収集した情報のうちどのような情報をシーテック社やそれ以外の民間企業等に対して開示したのかを調査の上、回答すること
- 2 市民活動に対する情報収集活動、私企業に対する市民の情報を提供していた警察職員を明らかにした上、当該職員に対する処分結果についても開示し、公安委員会として誠意ある処理結果を示すこと

を求める。

【 申立ての理由 】

第1 苦情申出の原因となった警察職員の職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様（わかれば当該職員の所属、氏名）

2014年7月24日付け朝日新聞朝刊は、岐阜県警（大垣警察署）（以下、警察という）が、大垣市上石津町に計画されている風力発電事業に反対する市民運動に関わる人物らの個人情報及びプライバシー情報等を調査し、事業主体である中部電力の子会社（シーテック社）と「意見交換」を行い、収集した情報を同社に対し故意に漏えいしていたことを、シーテック社の作成した議事録をもとに報じた。

新聞報道によれば、2013年8月7日付の議事録によると、中部電力岐阜支店から「大垣署が事業概要の情報を必要としている」と連絡があり、同グループ長らが大垣署を訪れ、「意見交換」が行われた。その場では、大垣署警備課から、

「三輪唯夫氏や松島勢至氏が風力発電に関わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか。」また、「松島、三輪両氏は、活発に自然破壊反対や希少動物保護の運動にも参画し、法律事務所の「ぎふコラボ」ともつながりを持っている。また、自然破壊につながることに敏感に反対する近藤ゆり子氏という人物が市内にいるが、ご存じか。60歳を過ぎているが、東京大学を中退しており、・・・」「松島氏がぎふコラボの後援会役員になった。」「三輪氏は、ぎふコラボの事務局長と強く

つながっており、そこから全国に（運動が）広がっていくことを懸念している。現在、事務局長は病気のため入院中であるので、すぐに次の行動に移りにくいと考えられる。」

などと、民間企業のシーテックに対して警察が収集した情報を提供している。

警察は、反対運動の中心的人物らが、大垣市内在住の女性市民活動家、弁護士法人ぎふコラボないし同法人の事務局長（実際は元事務局長である）と連携して反対運動を展開することを懸念していることを、これら関係者の実名その他の学歴、政治活動歴、病歴等の個人情報等と共に漏らしたのである。マスコミは、「警察による個人情報の漏えい」として一斉に報道したが、以下で述べるように、個人情報の漏えいにとどまらない重大な問題を含んでいる。

第2 当該職務執行により受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容

1 本件で警察職員が犯した法規則

警察職員には、警察法2条2項「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則6条「警察職員は、職務上個人に関する情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。」、同規則7条「警察職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。」を遵守すべき義務がある。

しかし、第1で述べた警察職員の執務は、上記法及び規則に真っ向から反するものであり許されない。以下、具体的に述べる。

2 市民運動に対する悪質な妨害行為である

風力発電事業に反対する上石津町住民らの運動は、同事業によって生ずる様々な問題を懸念するがための運動であって、憲法が保障する表現の自由、結社の自由及び幸福追求権の行使として高度に保障されるべきものである。その運動の態様も勉強会を開催したり、大垣市に対し陳情を行ったりするといったごく穏当なものであって、何ら反社会的な傾向はない。

しかるに、警察が漏らした情報には、個人の病歴、過去の政治的活動歴、弁護士に相談した事実など、通常の方法では入手できない詳細な経歴や私生活上の事実が含まれている。こうした入手困難な情報を有していたということは、警察が関係者の周辺を調査し、彼らの行状を監視していたことを窺わせる。しかも、警察は「意見交換」の場で、「平穏な大垣市を維持したい」、「全国に（運動が）広がっていくことを懸念している」とか、関係者らのことを「やっかいな人物」であるなど、あたかも市民運動を展開する関係者らが公共の秩序を乱す存在であるかのごとき言辞を用いて、彼らに対する敵意を示している。

市民運動にとって、警察権力から敵意を向けられ、監視・調査の対象とされること自体、重大な委縮効果を生じるものである。しかも警察は現に市民運動を抑圧する目的で調査及び情報漏えいを行っており、甚だしい人権侵害を行っている。これは、悪質な市民運動つぶしであり、このような行為を警察が行うことは断じて許されない。

3 警察と私企業との不正常的な癒着である

新聞報道によると、警察は、シーテック社に対し「御社の事業も進まないことになりかねない」などと、反対運動の活発化を抑止することが同社の利益に適合することを強調して情報漏えいを行っている。「意見交換」を持ちかけたのは警察側とのことであり、「意見交換」の内容が記録された議事録には警察が積極的に情報を漏えいした様子がうかがえる。

つまり、警察は、シーテック社の風力発電事業を促進するために本件の情報漏えいを行ったのである。いやしくも公権力が、時間と人員と税金を費やして得た情報を、私企業の事業活動を助けるために売り渡すことなどは許されない。公権力が不当な肩入れをすることは、私企業との不正常的な癒着の実態があることを強く疑わせるものである。

4 弁護士業務に対する妨害である

弁護士の守秘義務は、その業務にとって基本的かつ重要な要素であり、市民が安心して法律相談ができるための必須の前提である。弁護士は、法律相談の内容は当然ながら、誰が相談に訪れたかもみだりに漏らすことは許されない。

ところが警察は、反対運動の中心的人物が「風力発電事業に関して相談を行った気配がある」と、本来、守秘義務により秘匿されるべき情報を漏らした。このような情報を把握する警察は、弁護士法人ぎふコラボ及び所属する弁護士をも監視の対象とし、法律相談に訪れる市民が誰で相談の内容は何かを調査していたことが強く窺われる。しかも、警察は、同人物が弁護士法人の後援会役員になった事実を、反対運動の活発化を危惧しつつ漏らしており、同法人に対し市民運動に対するのと同質の敵意を向けていることが窺われる。さらに警察が情報を漏らした相手方は、当該相談者にとっては紛争の相手方であるシーテック社であって、相談の事実を知られた相談者の不利益は重大である。

5 違法なプライバシー侵害である

警察が、関係者の実名等の個人情報をも否定的な評価とともに第三者に漏えいした行為は、当然ながら個人のプライバシーを侵害する違法がある。さらに警察が個人の病歴等の情報を漏らした行為は、地方公務員法34条1項の守秘義務に反し、岐阜県個人情報保護条例10条にも反するのであって、刑事罰による制裁が加えられるべき重大な違法行為である。かかる行為を繰り返し行った警察の責任は重大であり、「意見交換」を重ねることで情報漏えいを促したシーテック社の責任も看過できない。

6 岐阜県警の態度

警察は、「治安維持のために必要な情報収集はしており、必要ならば企業と共有することもあり得る」旨のコメントを發した。まっとうな市民運動に対して敵意をもって監視し、その抑圧と一企業の便宜を図る目的で、不当な調査により得た情報を故意かつ違法に漏えいしたことに対する反省がみじんも感じられないコメントである。その開き直った態度には怒りを禁じえない。

第3 まとめ

本件は、警察による市民運動の悪質な弾圧であり、個人のプライバシーの侵害であり、弁護士業務の不当な妨害であって、警察法第2条2項、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則第6条、同規則第7条に真っ向から反するものとして、決して許されるものではない。

そこで、申立人らは、公安委員会に対し、申立ての趣旨記載のとおりの対応を求めるものである。

以上